

イトーキ健康保険組合

保 険 給 付

保険給付には、健康保険法で定められている「法定給付」と、各健康保険組合が独自に行う「付加給付」があります。付加給付は、法定給付にプラスして支払われます。

法定給付と付加給付

法定給付（健康保険組合・共通）

給付の種類	給付内容（被保険者・被扶養者）	
病气やけがをしたとき	療養の給付 家族療養費	保険適用分の医療費の7割 小学校入学前の場合 8割 70～74歳の場合 一般および低所得者8割 現役並み所得者 7割
	保険外併用療養費 療養費 家族療養費	保険外の療養を併用したとき、健康保険の枠内は上記と同じ やむを得ず立て替え払いした場合など、後で健康保険組合に請求すれば、一定基準内で払い戻される
	高額療養費 家族高額療養費 合算高額療養費	自己負担限度額（1カ月）を超えた額 ●標準報酬月額所得区分 83万円以上 : 252,600円+(医療費-842,000円)×1% 53～83万円未満 : 167,400円+(医療費-558,000円)×1% 28～53万円未満 : 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 28万円未満 : 57,600円 ※低所得者の自己負担額は35,400円。 ※直近12カ月間に3カ月以上高額療養費に該当した場合は、4カ月目からは自己負担限度額が低額になります。 ※70～74歳の自己負担限度額は異なります。
	高額介護合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合計額が限度額を超えたとき、その超えた額を医療、介護の比率に応じて按分した額
	訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	看護費用の7割 ※小学校入学前・70～74歳の給付割合は療養の給付と同様。
	入院時食事療養費	1日3食を限度に1食460円を超えた額 ※低所得者・難病患者等には負担軽減措置あり。
	入院時生活療養費	65歳以上の人が療養病床に入院したとき、食費として1日3食を限度に1食あたり460円を超えた額、居住費として1日370円を超えた額 ※低所得者・難病患者等には負担軽減措置あり。
	移送費・家族移送費	基準内であればかかった費用の全額
病气やけがで働けないとき	傷病手当金 (被保険者のみ)	休業1日につき直近12カ月間の標準報酬月額平均額の30分の1の3分の2相当額 ●支給期間:欠勤4日目から1年6カ月間
出産したとき	出産手当金 (被保険者のみ)	休業1日につき直近12カ月間の標準報酬月額平均額の30分の1の3分の2相当額 ●支給期間:出産日以前42日(多胎の場合は98日。出産予定日が遅れた期間も支給)、出産の日後56日間
	出産育児一時金 家族出産育児一時金	1児につき500,000円 ※妊娠22週未満の出産の場合や、産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産した場合は488,000円。
死亡したとき	埋葬料(費) 家族埋葬料	50,000円

当組合オリジナルの付加給付

給付内容

一部負担還元金
家族療養費付加金

自己負担額から25,000円を控除した額を支給(100円未満切り捨て)

合算高額療養費付加金

自己負担額から25,000円を控除した額を支給(100円未満切り捨て)

出産育児一時金付加金

1児につき36,000円を支給

家族出産育児一時金付加金

1児につき11,000円を支給

埋葬料付加金

50,000円を支給

家族埋葬料付加金

10,000円を支給